

統計 旭川

No.50 2013. 3

平成22(2010)年 国勢調査(第1集)

旭 川 市

目 次

平成22（2010）年 国勢調査の結果

国 勢 調 査 の 概 要

<利用にあたって>	1
第1章 国勢調査の概要	2
第2章 用語の解説	4

調 査 結 果 の 解 説

1 人 口.....	9	(2) 年齢階級別雇用者.....	27
(1) 人 口.....	9	7 産 業.....	28
(2) 地区別人口.....	10	(1) 産業3部門別構成.....	28
(3) 本庁・支所区域別人口.....	11	(2) 産業3部門の男女別就業者数....	29
2 男 女 別 人 口.....	12	(3) 産業3部門，年齢階級別，男女別 就業者.....	30
(1) 人口性比.....	12	(4) 産業大分類別就業者.....	31
3 年 齢 構 造.....	13	(5) 産業，従業上の地位別就業者....	32
(1) 年齢3区分別人口.....	13	8 世 帯.....	33
(2) 年齢構造指数.....	15	9 世 帯 の 家 族 類 型.....	35
(3) 年齢（5歳階級）別人口.....	16	10 住 居.....	37
4 配 偶 関 係.....	18	(1) 住居の種類と住宅の所有の関係	37
(1) 配偶関係別割合.....	18	(2) 住宅の建て方と規模.....	38
(2) 年齢階級別配偶関係.....	19	(3) 地区別住宅の所有の関係.....	40
5 労 働 力 人 口.....	21	11 母 子 世 帯 ・ 父 子 世 帯 ・ 高 齢 者 世 帯....	41
(1) 労働力状態.....	21	(1) 母子世帯・父子世帯.....	41
(2) 年齢階級別労働力率.....	23	(2) 高齢単身世帯.....	41
(3) 就業状態.....	24	(3) 高齢夫婦世帯.....	43
(4) 非労働力人口.....	24	12 昼 間 人 口 ， 夜 間 人 口....	44
6 従 業 上 の 地 位.....	25	(1) 従業上の地位別就業者.....	25
(1) 従業上の地位別就業者.....	25		

資 料 編

第1表	旭川市地区別データゾーン一覧	48
第2表	地区別世帯数・人口	49
第3表	条・丁目別世帯数・人口	50
第4表	年齢（各歳及び5歳階級）別人口及び人口分析	100
第5表	配偶関係（4区分）、年齢（5歳階級）、男女別15歳以上人口	101
第6表	労働力状態（8区分）、年齢（5歳階級）、男女別15歳以上人口	102
第7表	世帯の家族類型（3区分）、子供の有無・年齢（5歳階級）、夫婦の就業・非就業（4区分）別夫婦のいる一般世帯数及び世帯人員	103
第8表	産業（大分類）、年齢（5歳階級）、男女別15歳以上就業者数及び平均年齢（雇用者－特掲）	104
第9表	産業（大分類）、従業上の地位（8区分）、男女別15歳以上就業者数	106
第10表	世帯の家族類型（16区分）、世帯人員（7区分）別一般世帯数（3世代世帯及び6歳未満・12歳未満・15歳未満・18歳未満・20歳未満世帯員のいる一般世帯－特掲）	107
第11表	世帯の家族類型（16区分）、住居の種類・住宅の所有の関係（6区分）別一般世帯数及び一般世帯人員	108
第12表	住宅の建て方（8区分）、住居の種類・住宅の所有の関係（6区分）別一般世帯数、一般世帯人員及び1世帯当たり人員	109
第13表	地区（14区分）、住居の種類・住宅の所有の関係（6区分）別一般世帯数及び世帯人員	110
第14表	延べ面積（14区分）、住居の種類・住宅の所有の関係（6区分）別住宅に住む一般世帯数及び一般世帯人員	111
第15表	国籍（11区分）、男女別外国人数	112
第16表	人口集中地区、人口・面積・人口密度	112
第17表	全国主要都市の人口順位	113
<別紙>	平成22年国勢調査 調査票（様式）	114

平成 22（2010）年 国勢調査
国勢調査の概要

（平成 22 年 10 月 1 日現在）

<利用にあたって>

- 1 本書に掲げる平成 22 年国勢調査の結果は、総務省統計局から公表された「人口等基本集計」、「産業等基本集計」及び「従業地・通学地による人口・産業等集計」結果についてまとめたものであり、加えて本市が独自に集計した地区別等の結果も掲載しています。
- 2 本市の統計処理のゾーン（区域）は、公区（14 地区）と呼ばれる住民基本台帳集計区域が一般的に使用されています。今回の集計も、この公区と一致するように処理をしていますが、若干の相違があります。
- 3 地区別集計において、秘匿処理で合算集計された小地域がある場合、合算された地区のデータとして集計されたものがあります。
- 4 旭川市は、昭和 30 年に神居村・江丹別村，昭和 36 年永山町，昭和 38 年東旭川町，昭和 43 年神楽町，昭和 46 年東鷹栖町とそれぞれ合併していますが、本書の中で時系列比較においての数値は、ことわりのない限り、現在の市域により組替えたものです。
- 5 数値の単位未満，平均値及び指数等の算出は，四捨五入を原則としているため，合計の数値と内訳の累計が一致しない場合があります。
- 6 統計表中の符号は，次のとおりです。

[0].....	単位未満
[-].....	皆無又は該当数値なし
[...].....	不詳
[X].....	公表を差し控えたもの
[△].....	比較減

第1章 国勢調査の概要

調査の沿革

国勢調査は、我が国の人口・世帯の状況を明らかにするため、大正9年以来ほぼ5年周期で実施されており、平成22年国勢調査はその19回目に当たる。

これを列挙すると、次のとおりである。

調査の名称	調査の期日
大正9年国勢調査	大正9年10月1日
大正14年国勢調査	大正14年10月1日
昭和5年国勢調査	昭和5年10月1日
昭和10年国勢調査	昭和10年10月1日
昭和15年国勢調査	昭和15年10月1日
昭和22年臨時国勢調査	昭和22年10月1日
昭和25年国勢調査	昭和25年10月1日
昭和30年国勢調査	昭和30年10月1日
昭和35年国勢調査	昭和35年10月1日
昭和40年国勢調査	昭和40年10月1日
昭和45年国勢調査	昭和45年10月1日
昭和50年国勢調査	昭和50年10月1日
昭和55年国勢調査	昭和55年10月1日
昭和60年国勢調査	昭和60年10月1日
平成2年国勢調査	平成2年10月1日
平成7年国勢調査	平成7年10月1日
平成12年国勢調査	平成12年10月1日
平成17年国勢調査	平成17年10月1日
平成22年国勢調査	平成22年10月1日

調査の時期

平成22年10月1日午前零時（以下「調査時」という。）現在で実施された。

調査の対象

平成22年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行った。

この「常住している者」は、外国人も含めて全て調査の対象としたが、その定義については、「第

2章 用語の解説」を参照されたい。

調査事項

平成22年国勢調査では、次に掲げる20事項について調査した。

(世帯員に関する事項)

- 1 氏名
- 2 男女の別
- 3 出生の年月
- 4 世帯主との続き柄
- 5 配偶の関係
- 6 国籍
- 7 現在の住居における居住期間
- 8 5年前の住居の所在地
- 9 在学、卒業等教育の状況
- 10 就業状態
- 11 所属の事業所の名称及び事業の種類
- 12 仕事の種類
- 13 従業上の地位
- 14 従業地又は通学地
- 15 従業地又は通学地までの利用交通手段

(世帯に関する事項)

- 1 世帯の種類
- 2 世帯員の数
- 3 住居の種類
- 4 住宅の床面積
- 5 住宅の建て方

平成22年国勢調査は、10年周期の大規模調査に当たり、調査事項が増えている。

調査事項を簡易調査の前回平成17年国勢調査と比較すると、前回の調査事項から「就業時間」を削除しているが、今回は「現在の住居における居住期間」、「5年前の住居の所在地」、「在学、卒業等教育の状況」及び「従業地又は通学地までの利用交通手段」の四つの事項を加えている。

調査の組織

平成 22 年国勢調査は、総務省統計局—都道府県—市区町村—国勢調査指導員—国勢調査員の流れにより行った。

旭川市は国勢調査の円滑な遂行を実現するため、「平成 22 年国勢調査旭川市実施本部」（平成 22 年 6 月～同年 11 月）を設置し、実施事務の処理に当たった。

実地の調査は、総務大臣により任命された 1,815 人の国勢調査員が行い、また、別に総務大臣により任命された 293 人の国勢調査指導員が、国勢調査員の指導、調査書類の内容検査などの事務を行った。

調査の方法

1 調査区の設定

調査区の設定は、調査日の 1 年前の平成 21 年 10 月 1 日現在で設定され、その後、若干の修正が加えられて確定した。調査区数は、2,864 調査区で、平成 17 年国勢調査 (2,856 調査区) と比較して 8 調査区増加した。

調査区は市区町村ごとに、先に「特別調査区」及び「水面調査区」を設定し、残りの区域について「一般調査区」として設定した。

「一般調査区」は、1 調査区が概ね 50 世帯となるように、道路、鉄道、河川など明瞭な地形・地物を境界として設定した。

「特別調査区」は、例えば、常住者がいないか又はいても極めてわずかで、かつ、広大な区域又は社会施設、大きな病院等がある区域について設定し、「水面調査区」は、重要港湾の区域、水上生活者のいる区域等に設定した。

なお、調査区は、平成 2 年から「基本単位区」が導入され、「住居表示に関する法律」(昭和 37 年法律第 119 号)に基づく街区などを一つの基本単位区とし、その組み合わせにより設定されている。

旭川市の各調査区内の内訳及びその数は、次のとおりである。

一般調査区	2,645
特別調査区 (計)	219
・山林・原野・耕地等の区域	143

・広大な工場・学校用地等のある区域	9
・社会施設、大きな病院のある区域	57
・刑務所・拘置所等のある区域	2
・自衛隊区域	2
・50 人以上の寄宿舍・寮等のある区域	6
合計	2,864

2 調査の実施

平成 22 年国勢調査は、国勢調査員が、調査員事務打合せ会に出席した後、調査票の配布に先立ち、担当調査区内の全ての世帯に「国勢調査のお知らせ」を配布し、世帯に対する調査実施の周知を行った。

次いで 9 月 23 日から 10 月 24 日までの間、「調査票」、「調査票の記入のしかた」及び「郵送提出用封筒」を入れた「調査書類収納封筒」を配布し、世帯が調査票に記入した上で、国勢調査員への提出又は郵送による市区町村への提出のいずれかを選択する方法により行った。

また、世帯員の不在等の事由により、前述の方法による調査ができなかった世帯については、国勢調査員が、当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の 3 項目に限って、その近隣の者に質問することにより調査した。

なお、旭川市においては、国勢調査員が収集・整理した調査票ほかの調査関係書類は、10 月 12 日から 14 日までを提出日として、各受付会場へ提出された。

第2章 用語の解説

人 口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは、調査時に調査の地域に常住している者をいう。ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在でいた場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

1 学校教育法（昭和22年法律第26号）

第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校又は第134条第1項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿先、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設

2 病院又は療養所に引き続き3か月以上入院し、又は入所している者はその病院又は療養所、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅

3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその住所、陸上に生活の本拠のない者はその船舶

4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所

5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院

の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

以上の定義により、本邦内に常住している者は、外国人を含めて全て調査の対象としたが、次の者は調査の対象から除外した。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

年 齢

年齢は、平成22年9月30日現在による満年齢である。なお、10月1日午前零時に生まれた者は、0歳としている。

平均年齢

平均年齢は、次のとおり算出している。

$$\text{平均年齢} = \frac{\text{年齢(各歳)} \times \text{各歳別人口}}{\text{各歳別人口の合計}} + 0.5$$

配偶関係

配偶関係は、届出の有無に関わらず、実際の状態により、次のとおり区分している。

未婚・・・まだ結婚したことのない人
有配偶・・・届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人

死別・・・妻又は夫と死別して独身の人
離別・・・妻又は夫と離別して独身の人

労働力状態

「労働力状態」は、15歳以上の人について、9月24日から30日までの1週間（以下、「調査週間」という。）に、「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分している。

各区分の主なものを解説すると、次のとおりである。

労働力人口

就業者と完全失業者を合わせた人

1 就業者

調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人

なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とする。

- (1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合
- (2) 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含む。

2 完全失業者

調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

非労働力人口

調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人（労働力状態「不詳」を除く。）

従業上の地位

「従業上の地位」とは、就業者について、

調査週間中にその人が仕事をしていた事業所における地位によって、次のとおり区分したものである。

なお、本書では、雇用者と役員をまとめて「雇用者」、また、雇人のある業主、雇人のない業主及び家庭内職者をまとめて「自営業主」とし、「家族従業者」とともに3区分とする分類を採用している場合もある。

1 雇用者

会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

2 役員

会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員

3 雇人のある業主

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

4 雇人のない業主

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

5 家族従業者

農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

6 家庭内職者

家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設

等の世帯」に区分している。

なお、昭和 55 年以前の調査では、世帯を「普通世帯」と「準世帯」に区分し、定義が異なる。

1 一般世帯

(1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めている。

(2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者

(3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

2 施設等の世帯

(1) 寮・寄宿舎の学生・生徒（世帯の単位：棟ごと）

(2) 病院・療養所の入院者（世帯の単位：棟ごと）

(3) 社会施設の入所者（世帯の単位：棟ごと）

(4) 自衛隊営舎内居住者（世帯の単位：中隊又は艦船ごと）

(5) 矯正施設の入所者（世帯の単位：建物ごと）

(6) その他（定まった住居を持たない単身者など、世帯の単位：一人一人）

世帯主・世帯人員

1 世帯主

国勢調査における世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によっている。

2 世帯人員

世帯を構成する各人(世帯員)を合わせ

た数をいう。

世帯の家族類型

「世帯の家族類型」は、一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分している。

1 親族のみの世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみから成る世帯

2 非親族を含む世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯

3 単独世帯

世帯人員が一人の世帯

<参考>

「世帯の家族類型」については、平成 22 年調査から、「親族世帯」及び「非親族世帯」を、「親族のみの世帯」及び「非親族を含む世帯」に変更し、内容も若干異なる。

住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分している。

1 住宅

一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含む。）

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに一戸の住宅となる。

2 住宅以外

寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物

なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含む。

住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有関係を、次のとおり区分している。

1 持ち家

居住する住宅がその世帯の所有である場合

なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含む。

2 公営の借家

その世帯が借りている住宅が、都道府県営又は市区町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

3 都市再生機構・公社の借家

その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

雇用・能力開発機構の雇用促進住宅(移転就職者用宿舎)も含む。

4 民営の借家

その世帯が借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

5 給与住宅

勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合

家賃の支払いの有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇い主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含む。

6 間借り

他の世帯が住んでいる住宅(持ち家、公営・都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅)の一部を借りて住ん

でいる場合

住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方により、次のとおり区分している。

1 一戸建

1 建物が1住宅であるもの

なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物が1住宅であればここに含む。

2 長屋建

二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているものいわゆる「テラス・ハウス」も含む。

3 共同住宅

一棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの

なお、1階が店舗で、2階以上が住宅になっている建物も含む。

4 その他

上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

延べ面積

「延べ面積」とは、各居室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいう。ただし、農家の土間や店舗併用住宅の店・事務室など営業用の部分は延べ面積には含まない。

また、アパートやマンションなどの共同住宅の場合は、共同で使用している廊下・階段など共用部分は、延べ面積には含まない。

